

そごう向け債権の放棄に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年七月五日

櫻井 充

参議院議長 斎藤 十朗殿

そごう向け債権の放棄に関する質問主意書

金融再生委員会と預金保険機構は、新生銀行からそごう向け債権を買い取った上で、約九百七十億円の債権放棄に応じることを正式決定した。しかし、債権放棄の決定に至る過程は極めて不透明であり、到底国民の納得を得られるものではない。そこで、以下質問する。

一 国による民間企業支援という異例の措置をとった根拠は何か。

二 これまでも他の民間企業が倒産してきたにもかかわらず、国が救済してこなかった理由は何か。

三 そごうが倒産したならば、その経済的影響が大きいというが、グループ企業のそごうの場合、影響は限定されるのではないか。どの程度の経済的影響があると考えたのか、具体的数値をもって示されたい。

四 今回の処置は、大企業の経営者に対してモラルハザードを引き起こすのではないか。

五 これまで、国が公的資金によって民間企業を救済したとき、その経営陣らの責任が追及されなかったのはなぜか。また、今回のそごう旧経営陣らの責任は追及するのか。

六 旧長銀がリップルウッド社に売られたときに、新生銀行が融資している企業が倒産した場合は、その損失はすべて国が負う、また、新生銀行が抱えている債権の価値が二割棄損した場合、預金保険機構にその

債権の買取り請求ができるという主旨の契約が交わされた。この契約は、我が国にとって著しく不利な契約ではないのか。

七 今回、債権価値が二割棄損したことを示す根拠を明らかにされたい。

八 このような契約を結んだ金融再生委員会に責任はないのか。また、このような契約がある限り、第二、第三のそごうが現れるのではないか。

九 現れた場合、今回のように公的資金を入れるのか入れないのか。公的資金を入れるならば、それはどう
いう場合なのか、具体的要件を示されたい。

右質問する。